

中小企業金融円滑化法 出口戦略に対応する

「企業再生支援講座」

金融庁は、平成25年3月末が最終期限となる中小企業金融円滑化法の出口戦略として、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表しました。これは、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るために策定されました。

- ①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ②企業再生機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化
- ③経営改善・事業再生支援の環境整備

本講座では、政策パッケージの内容を確認するとともに、営業店で求められるコンサルティング機能発揮の手法を学んでいきます。

I. 最近の金融行政の動向

1. 地域密着型金融推進に関する監督指針の改正
2. 中小企業金融円滑化法の期限の最終延長について
3. 中小企業の経営支援のための政策パッケージ

II. 課題解決型金融の全体的枠組み

～コンサルティング機能の発揮～

1. 経営相談力（コンサルティング機能）
2. 営業支援力（コーディネート機能）
3. 金融相談力（目利き機能）

III. 顧客企業の課題解決支援の進め方

1. 融資業務フローにおける債務者管理
2. 日常的・継続的な関係強化の必要性
3. 企業のライフステージの見極めと課題解決支援

IV. 経営改善支援の進め方

1. 経営改善支援の流れ
2. 経営改善支援のポイント

V. 具体的な経営改善事例

1. 小売業の経営改善事例
2. 製造業の経営改善事例
3. 建設業の経営改善事例

VI. 価値創造のためのコーディネート力の発揮

1. マッチング支援の進め方
2. 本部、支援機関の活用と土業等専門家との連携

VII. 抜本的な事業再生の支援

1. 資本金借入金の活用
2. 中小企業再生支援協議会等との連携
3. 事業再生ファンドの活用

まとめ